

JILPT 資料シリーズ

No.167 2016年5月

諸外国の民間人材ビジネスに関する調査

—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、中国、韓国—



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

諸外国の民間人材ビジネスに関する調査

—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、中国、韓国—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

本報告書は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、中国、韓国の6カ国における民間人材ビジネスに関する制度について、特に参入規制の枠組みに着目して調査した結果をとりまとめたものである。

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）には、「職業紹介、求人紹介、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理、統一を含めた必要な見直しを行う」と明記されており、厚生労働省では「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」が開催され、平成27年3月から検討が重ねられている。本報告書が、こうした議論の際の検討材料として参考となれば幸いである。

2016年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

執筆担当者（執筆順）

| 氏名 | 所属 | 担当 | |
|--------------------|-------------|---------|-----|
| やまざき けん 山崎 憲 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員 | 第1章 |
| ひぐち ひでお 樋口 英夫 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員補佐 | 第2章 |
| いいた けいこ 飯田 恵子 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員補佐 | 第3章 |
| きたざわ けん 北澤 謙 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員補佐 | 第4章 |
| いしい かずひろ 石井 和広 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員補佐 | 第5章 |
| なかむら しんいち 中村 慎一 | 労働政策研究・研修機構 | 主任調査員 | 第6章 |

（所属は 2016 年 3 月 31 日現在）

目 次

まえがき

| | |
|-------------------------------------|----|
| 調査の概要 | 1 |
| <調査の背景と目的> | 1 |
| <調査の対象> | 1 |
| <調査の視点および方法> | 1 |
| <調査結果の概要> | 2 |
| 第1章 アメリカ | 7 |
| 第1節 民間人材ビジネス関連事業の現行制度の枠組み | 8 |
| 第2節 現行の法制度に対する業界団体や労使の見解と法制度改正の動向 | 16 |
| 第3節 その他（日本の現行制度と諸外国の制度の類似点・相違点） | 18 |
| 第2章 イギリス | 23 |
| 第1節 民間人材ビジネス関連事業の現行制度の枠組み | 23 |
| 第2節 現行の法制度に対する業界団体や労使の見解と法制度改正の動向 | 28 |
| 第3章 ドイツ | 33 |
| 第1節 現行制度の枠組み、法制度の経緯 | 33 |
| 第2節 人材ビジネスに関する労働市場の概況 | 40 |
| 第4章 フランス | 49 |
| 第1節 現行制度の枠組み、法制度の経緯 | 49 |
| 第2節 人材派遣事業に類似する契約：ポルターージュ・サラリアルについて | 53 |
| 第3節 派遣労働市場の概観 | 56 |
| 第4節 職業紹介業界 | 58 |
| 第5節 人材ビジネスの法制度に関する最近の動向 | 58 |
| 第5章 中国 | 65 |
| 第1節 人材ビジネス業の種類 | 65 |
| 第2節 人材ビジネス業に関する法制度 | 67 |
| 第3節 労務派遣（人材派遣） | 69 |

| | |
|---|-----|
| 第6章 韓国 | 83 |
| 第1節 民間人材ビジネス関連事業の現行制度の枠組み | 83 |
| 第2節 規制緩和、自由化の過程 | 100 |
| 第3節 民間人材ビジネス関連事業の効率化のための施策（雇用サービス優秀機関 認証制） | 102 |

調査の概要

<調査の背景と目的>

「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）には、「職業紹介、求人紹介、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理、統一を含めた必要な見直しを行う」と明記されている。これを受けて厚生労働省には、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」が開催され、平成 27 年 3 月から検討を重ねている。その検討会の事務局である厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課より当機構に対して諸外国における民間人材ビジネス＝雇用仲介事業に関する規制状況について、特に参入規制について調査するよう要請があった。本報告書は、その調査結果をとりまとめたものである。

<調査の対象>

調査項目を設定する上で、対象となる「民間人材ビジネス」あるいは「雇用仲介事業」の区分を明確化する必要がある。日本における事業区分は、「労働者派遣」「職業紹介」「労働者の委託募集」「求人広告・情報提供」といった事業に分類されている¹ ため、これを調査の視点の基本に据えた。ただ、諸外国の規制の枠組みは日本のそれと必ずしも同じではない。諸外国の制度を見る上で、日本の制度枠組みでは捉えることのできない事業区分がある場合もある。その場合は、日本の事業区分を念頭に置きながら、当該国の事業区分の実態に即して記述するようにしている。

調査対象とした国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと中国および韓国である。

<調査の視点および方法>

日本では「民間人材ビジネス」の各事業分野に対して、事業ごとの許可制または届出制あるいは未規制となっている。こうした現状を踏まえて、次の視点で調査を行った。

（１）民間人材ビジネスの各事業に対して許可あるいは届出を課している日本の現状を踏まえて、その事業ごとの許可を統合した場合に、どのような影響が及ぶのか。例えば、「労働者派遣事業」と「職業紹介事業」を統一するかたちで許可制をとっている国があるのかどうか。ある場合には、その制度の長所および短所を明らかにする。

（２）「求人情報提供ビジネス」について、日本では未規制という現状を踏まえて、規制を設けている国はあるか。ある場合には、その規制内容と長所および短所を明らかにする。

¹ この事業区分については、厚生労働省・雇用仲介事業等の在り方に関する検討会・第 1 回・資料 5 の 2 ページを参照。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000080352.pdf>)

調査は、文献、統計データ等に基づいて行った。

<調査結果の概要>

上記の調査の視点（１）の「労働者派遣事業」と「職業紹介事業」を統一するかたちで許可制をとっている国があるのかどうか、という点については、調査対象とした 6 カ国にはそのような形で参入規制を設けている国はなかった（過去には存在したが、現在は、廃止されているものを含む）。また、調査の視点（２）の「求人情報提供ビジネス」について、参入規制を設けている国はあるか、という点についても、そのような国はなかった（同上）。

この結果を受けて、本報告書は、調査対象国における民間人材ビジネスに関する参入規制の実態とともに、規制緩和もしくは強化の経緯について整理した（図表参照）。

（１）「労働者派遣事業」と「職業紹介事業」を統一するかたちでの参入規制が存在する国はないが、個別の事業における参入規制は一部に存在する。

（２）アメリカについては、一般的な認識では規制がないとされているが、それは連邦レベルに限ったことであり、州レベルでは、ほとんどの州において労働者派遣や職業紹介の一定の分野について登録制や許可制のほか、各種制度等により規制を設けている。

（３）欧州諸国では、「職業紹介」は比較的最近まで政府が独占としてきたが、近年、規制を緩和する傾向が見られる。ドイツとフランスは、労働者派遣に関しては、許可あるいは届出を課す制度となっているのに対して、イギリスにおいては、労働者派遣、職業紹介ともに、参入規制を緩和している。

（４）中国と韓国は、民間人材ビジネスに関連するほぼ全ての分野について、届出制や許可制、申告制²といった何らかの参入規制を設けている。とりわけ、韓国は、日本の制度枠組みと同様に事業ごとに規制を設けていることがわかった。

² 「許可」とは、法令で一般的に禁止されている行為について、特定の場合に限ってその禁止を解除する行政行為をいう。申請を受けた行政官庁が「許可」あるいは「不許可」の判断をする制度。「届出」とは、法令で定められている特定の行為について、一定の事項を、あらかじめ行政官庁へ通知することをいう。行政官庁の判断はなく、必要な要件（書類等）を満たしてさえいれば、その要件が行政官庁に到達することで完了する制度。

図表 諸外国の各国労働者派遣および職業紹介の参入規制の概要

| | 労働者派遣 | 職業紹介 | 求人情報提供 |
|---|--|--|--------------|
| 米 | <ul style="list-style-type: none"> 連邦レベルの参入規制はない。 州レベルでは、人材派遣、日雇い、ヘルスケア、PEO (Professional Employer Organizations) について登録制、許可制等の州法を持つ州が複数存在する。PEOは多くの州で許可制、登録制をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> 連邦レベルの参入規制はない。 州レベルでは、許可制が43州、料金規制が35州。 | 参入規制は規制なし(*) |
| 英 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の地方当局が条例により職業紹介事業に対する許可制を導入。 1973年職業紹介事業法により、全国の労働者派遣事業・職業紹介事業に許可制を導入。 1994年規制緩和および業務委託法により、両事業に関する許可制を廃止、以後、参入規制なし。(看護・在宅介護サービスに係る事業者の一部に登録制) | | 参入規制は規制なし(*) |
| 独 | <ul style="list-style-type: none"> 許可制: 連邦雇用エージェンシー(BA)が付与 派遣禁止業種: 建設業(建設付随業は可) | <ul style="list-style-type: none"> 1994年まで公共職業安定所が独占。 1994年改正雇用促進法により、独占を廃止し民間職業紹介を許可制で認める。 2002年社会法典第3編(SGBIII)の改正により許可制を廃止。以後、参入規制なし。 求職者に対する徴収規制有り(原則2千ユーロを上回らない範囲で職業紹介が成功した場合のみ徴収可)。 | 参入規制は規制なし(*) |
| 仏 | <ul style="list-style-type: none"> 届出制: 労働雇用・職業訓練局(DDTEFP)の労働監督官に提出 派遣禁止業種: 危険業務 | <ul style="list-style-type: none"> 2005年社会統合計画法の成立により、従来の公共職業安定所(ANPE)による独占的な職業紹介事業が終了し届出制。 2010年7月23日法により当局への届出制も廃止、以後、参入規制なし。 例外: 舞台芸術家(舞台俳優やオペラ歌手、演奏家など)の職業紹介事業は届出制。 | 参入規制は規制なし(*) |
| 中 | 許可制(労務派遣経営許可証) | 許可制(人的資源サービス許可証) | |
| 韓 | <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法上の労働者派遣事業: 許可制 職業安定法上の労働者供給事業: 許可制 | <ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介: 申告制 有料職業紹介: 登録制 | 申告制 |

* 事業所登録等の規制は除く。